⑥	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	２年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第53条）	—	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第43条）
⑦	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条）	—	30万円以下の罰金（第46条、第47条）
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	６月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）	—	30万円以下の罰金（第46条）

第３－６中「第28条の４」を「第29条の４」に改める。

第４－１－(1)（関係条文）中「第29条第１項」を「第30条第１項」に改める。

第４－１－(1)□本文中「第11号から第14号まで」を「第12号から第15号まで」に改める。

第４－１－(1)□Ａｃの見出し中「**第11号から第14号まで**」を「**第12号から第15号まで**」に改め、同Ａｃ中「第11号から第14号まで」を「第12号から第15号まで」に改める。

第４－１－(1)□Ｂの見出し中「第29条第１項」を「第30条第１項」に、「第29条第２項」を「第30条第２項」に改め、同Ｂ中「及び第８号」を「から第９号まで」に、「第31条」を「第32条」に改める。

第４－１－(1)②ａの見出し中「第29条第２項」を「第30条第２項」に改め、「第10条」の右に「、激甚災害が発生したとき等にあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号」を加え、同②ｂの見出し中「第29条第１項」を「第30条第１項」に改め、同②ｂ中「第31条」を「第32条」に改める。

第４－１－(2)（関係条文）及び●の見出し中「第28条」を「第29条」に改める。

第４－１－(2)●中「第11号から第14号まで」を「第12号から第15号まで」に改める。

第４－２－(2)●中「第31条」を「第32条」に改める。

第４－３－(2)（関係条文）中「第29条第１項及び第２項、第30条第１項から第３項まで」を「第30条第１項及び第２項、第31条第１項から第３項まで」に改める。

第４－３－(2)②Ａ中「同条第９号」を「同条第10号」に改める。

第４－３－(2)②Ｂの見出し中「第14号」を「第15号」に改め、同Ｂｇの見出し中「第７号」の右に「、第８号」を、「第21条」の右に「、番号法第十九条第八号規則」を加え、同Ｂｇの後段として次のように加える。

また、条例事務関係情報照会者が、条例事務関係情報提供者に対し、条例事務を処理するために必要な番号法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（注）（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、条例事務関係情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供することができる。

（注）条例事務を処理するために必要な番号法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるものとは、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報をいう。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。

一　提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報

二　限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第６号）第２条第１項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

第４－３－(2)②Ｂｈの見出し中「第８号」を「第９号」に改め、同Ｂｉの見出し中「第９号」を「第10号」に改め、同Ｂｉ中「第19条第９号」を「第19条第10号」に改め、同Ｂｊの見出し中「第11号」を「第12号」に改め、同Ｂｊ中「第38条第１項」を「第35条第１項」に改め、同Ｂｋの見出し中「第12号」を「第13号」に改め、同Ｂｌの見出し中「第13号」を「第14号」に改め、同Ｂｍの見出し中「第14号」を「第15号」に改め、同Ｂｍ中「第13号」を「第14号」に改める。

第４－３－(3)（関係条文）中「第25条まで、第30条」を「第26条まで、第31条」に改める。

第４－３－(3)①を次のように改める。

①　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

Ａ　情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）

「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第７号又は第８号の規定に基づき、同法第２条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下同じ。）の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。

行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第７号の規定及び別表第２に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第８号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報（注）の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報（注）を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。

行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第２の第４欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。

また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第２の第２欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第４欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。

（注）条例事務を処理するために必要な特定個人情報又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して提供する特定個人情報とは、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報をいう。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。

一　提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報

二　限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第６号）第２条第１項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報